

教会互助委員会

委員

委員長	願念 望	国分寺教会	教師
委員	岩田昌路	粕江教会	教師
	衛藤満彦	玉川教会	教師
	八木靖之	聖蹟桜ヶ丘教会	教師

教会互助委員会の機能

教区内諸教会で経済的支援を得たい時に対応できるように、連帯の証として、「教区伝道献金」があります。

会堂や、牧師館補修費用の補いや教師の療養及び生活上の必要など、貸出や交付の申請が、教会や教師個人から出されます。

西東京教区だけでなく、北海道の教会との宣教協約により北海道の教会のためにも用いられています。単なる支援としてでなく、ともに主の教会として、苦しみ喜びを分かち合うためです。必要に応じるためには前もってかなりの準備金が必要となります。それで「教区伝道献金」の呼びかけに、教会、信徒の皆様が進んで参加して下さることを願っています。このように貸出と交付の申請の受付と、教区伝道献金のお願いをするのが本委員会の働きです。

2019年度活動計画

1. 教会互助特別会計よりの交付・貸し出しの案内をし、申請を受け審議する。
土地建物特別会計よりの貸し出しの案内をし、申請を受け審議する。
2. 伝道献金をお献げいただくようお願いする。
 - (1) 文書でのアピール
 - (2) 口頭でのアピール（伝道協議会等の際に）

教区内教会・信徒のみなさんへの要望・PR

月額1口100円の献金で、教区の連帯の輪に参加しましょう。

教区伝道献金の案内書と献金袋は教区事務所から取り寄せてください。各教会、伝道所で担当者を決めて、まとめた段階で教区事務所に送金してください。献金方法、献金額などについては各教会、伝道所の自主判断に委ねられています。

送金は

「日本キリスト教団西東京教区事務所」

郵便振替口座 00120-6-121750

〒166-0003 東京都杉並区高円寺南5-14-9

電話 03-5305-3991 FAX 03-5305-4823

です。よろしくお願い致します。